

各役員・地区連盟会長 様

一般財団法人 千葉県剣道連盟
会長 川畑 富保

剣道六・七・八段審査会の実施について

みだしのことについて、別添要項のとおり11月に東京及び愛知に於いて実施されます。要項を確認の上、誤りのないよう会員の皆様に周知せられ、下記により受審手続きをお願いします。

記

1 申込方法等

- (1) 様 式 各連盟一括所定申込書によること。
※ 東京審査会については添付の『審査申込書』『受審者名簿』をご使用下さい。
- (2) 申込先 〒263-0024 千葉市稲毛区穴川2-3-20 (一財)千葉県剣道連盟
- (3) 申込期日 令和元年9月19日(木)必着【期日厳守下さい】

2 審査料(全剣連及び県剣連納入分)

六段-11,000円) 七段-13,000円) 八段-18,000円)
返分 + 2,000円) + 2,000円) + 2,000円)

※ 君不剣連メロ 9月14日(土)正午までに
「武道本舗」

3 その他

- (1) 申込みは、東京・愛知の審査会(実施県)別に申込書を作成のこと。
また、申込み後都合により受審場所の変更を希望する場合は、10月31日(木)までに書面またはFAXで県剣連事務局までご連絡下さい。
- (2) 東京審査会の六段・七段・八段 全てエスフォルタアリーナ八王子(八王子市総合体育館)で実施します。
- (3) 七段受審(11/27)は1日のみ・八段受審(11/28・29)は2日間で実施されるため各自1日目・2日目のどちらかの受審希望日を選択して添付申込書の欄に【希望日】を明記のこと。申込締切り後、確認の為各地区連盟に連絡します。午前の部・午後の部の受付年齢についても決定後各地区連盟に連絡します。
- (4) 申込み締切り後の返金の申し出は、愛知審査会は10月31日(木)までに、東京審査会は11月8日(金)までに、書面 または FAXで県剣連事務局までご連絡下さい。【期日厳守下さい】
- (5) 旧姓、取得年月日等必要事項の記入を誤りのないようお願い致します。
- (6) 剣道形審査で使用する用具(木刀等)は、全剣連が準備します。
- (7) 車での来場は厳に慎んで下さい。
- (8) 受審者は健康保険証を持参のこと。(受審中の事故に対しては全剣連が傷害保険に加入)
- (9) 東京受審者の宿泊については各自、直接業者へ手続きをして下さい。

剣道七段および六段審査会(愛知)要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

(1) 七段審査会

- ① 令和元年11月16日(土)
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 54歳以下(54歳含む)
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)
 - イ. 55歳以上(55歳含む)
受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 54歳以下実技審査終了後

(2) 六段審査会

- ① 令和元年11月17日(日)
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 49歳以下(49歳含む)
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)
 - イ. 50歳以上(50歳含む)
受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

名古屋市中村スポーツセンター

(名古屋市中村区中村町字待屋43-1) 電話 052-413-8021

※別紙案内図参照

3. 主 催

全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

- (1) 実 技
- (2) 日本剣道形(実技審査合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

- (1) 七 段
平成25年11月30日以前に六段を取得した者。
- (2) 六 段
平成26年11月30日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日(七段は令和元年11月16日、六段は令和元年11月17日)とする。

剣道六段審査会（東京）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和元年11月26日(火)
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 49歳以下（49歳含む）
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)
 - イ. 50歳以上（50歳含む）
受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）
（東京都八王子市狭間町1453番1） 電話 042-662-4880
※開場は午前9時です。それ以前の入館はできませんのでご注意ください。
※別紙案内図参照

3. 主 催

全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

5. 審査科目

- (1) 実 技
- (2) 日本剣道形(実技審査合格者のみ)
※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

平成26年11月30日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日(令和元年11月26日)とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。なお、個人直接の申込みは受理しない。
- (2) 申込締切 **令和元年10月4日(金)**
- (3) 申 込 先 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14

靖国九段南ビル2階

全日本剣道連盟

電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

剣道七段審査会（東京）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和元年11月27日(水)
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 54歳以下 (54歳含む)

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前9時50分(予定)

イ. 55歳以上 (55歳含む)

受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで

審査開始 54歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）

（東京都八王子市狭間町1453番1） 電話 042-662-4880

※開場は午前9時です。それ以前の入館はできませんのでご注意ください。

※別紙案内図参照

3. 主 催

全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

5. 審査科目

- (1) 実 技
- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

平成25年11月30日以前に六段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日(令和元年11月27日)とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。
なお、個人直接の申込みは受理しない。

- (2) 申込締切 **令和元年10月4日(金)**

- (3) 申 込 先 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14
靖国九段南ビル2階
全日本剣道連盟

電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

剣道八段審査会（東京）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

- (1) 令和元年11月28日(木)・29日(金)
第一次実技審査・第二次実技審査・日本剣道形審査
- (2) 第一次実技審査受付開始・終了および審査開始時刻
2日間とも、次による。

[午前の部]

受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前9時50分(予定)

[午後の部]

受付時間 午前11時30分～12時(正午)まで
審査開始 午前の部第一次実技審査終了後

※ なお、審査は2日に分けて行うため、1日目と2日目の午前の部・午後の部の受付年齢は、申込締切後、各都道府県剣道連盟に通知するとともに、全剣連月刊「剣窓」12月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に掲載いたします。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）

（東京都八王子市狭間町1453番1） 電話 042-662-4880

※開場は午前9時です。それ以前の入館はできませんのでご注意ください。

※別紙案内図参照

3. 主 催

全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

5. 審査科目

2日間とも、次による。

- (1) 第一次実技
- (2) 第二次実技（第一次実技審査合格者による）
- (3) 日本剣道形（第二次実技審査合格者による）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

平成21年11月30日以前に七段を取得し、年齢満46歳以上で修業年限10年以上の者。

7. 年齢基準

審査日の当日（1日目は令和元年11月28日、2日目は令和元年11月29日）とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、1日目（11月28日）、2日目（11月29日）のどちらかの受審希望日を選択し、登録連盟を通じて申込むこと。各都道府県剣道連盟会長は申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。なお、個人直接の申込みは受理しない。
※各都道府県剣道連盟内において、受審希望日に大きな差異が生じる場合には、事前に各剣連内で人員調整を行うこともあり、この場合はご協力をお願いします。